

平成26年1月15日

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット
理事長 清水 巖 様

大阪ガスファイナンス株式会社
代表取締役 長 澤 裕



ご 連 絡

前略

貴法人におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素より、弊社業務にご理解を賜り、ありがとうございます。

さて、貴法人よりご指摘いただきました条項は、弊社といたしましては、消費者契約法、特定商取引法及び割賦販売法に違反するものではないと考えており、また、実態としてもご利用者様に不利益とならないような運用がなされておりますが、ご利用者様によりわかりやすい条項にすべく、検討のうえ、別紙のとおり、変更させていただきました。

ご査収のほど、よろしくお願い致します。

草々

【別紙 らく得リース契約条項対照表】

1. 瑕疵担保責任の負担について

(1) 改定前

2. 物件（設置工事を含みます。）の規格、仕様、品質、性能その他に隠れた瑕疵があった場合ならびに物件の選択又は決定に際して甲に錯誤があった場合においても乙は責任を負いません。
3. 前二項の場合、甲は売主に対し直接請求を行い、売主との間で解決するものとします。また、甲が乙に対し書面で請求し、乙が譲渡可能であると認めてこれを承諾するときは、乙の売主に対する請求権を甲に譲渡する手続をとるなどにより乙は、甲の売主への直接請求に協力するものとします。

(2) 改定後

1. 物件およびその施工上の瑕疵については、乙は責任を負わないものとします。
2. 前条に定める検査において不適合が判明した場合又は検査のときには通常発見できないような不適合が検査後に判明した場合、売主が甲に対して直接に責任を負うものとし、乙は、甲からの請求に基づき、売主に対して瑕疵担保責任に基づき請求できる乙の権利を甲に譲渡する手続をとるなど、甲の売主への直接請求に協力するものとします。

2. 抗弁権の接続について

(1) 改定前

(契約条項)

5. 甲は、第3項に基づいて売主に対して権利を行使する場合においても、リース料金の支払いその他この契約に基づく債務の弁済を免れることはできません。

(申込書表記)

- お客さまと取扱店との間で問題が解決するまでは、リース料金請求に対し、その支払を停止することができるよう取り計らいますので、その旨を大阪ガスファイナンス(株)にお申出ください。(問題の内容によっては停止できない場合があります。)

(2) 改定後

(契約条項)

3. 乙は、甲からの所定の書面による申出により、物件について前項に定める不適合があると認めた場合、当該不適合が解消されたと乙が認めるまでの間、原則としてリース料の請求を停止するものとします。

(申込書表記)

- 上記の場合、問題が解消されるまでの間、リース料の支払いを停止できる場合があります。支払停止の手続については、契約条項第3条第3項をご覧ください、大阪ガスファイナンスにご連絡のうえご相談ください。(問題の内容によっては停止できない場合があります。)